

特定開発事業における『道路』に係る基準のうち、

- (2) 開発ガイドライン「**8-2 道路施設**」に規定する道路の構造、施設等の『別に定める基準』

令和 6 年 6 月

宝塚市道路管理課

(適用)

第 1 条 この基準は、開発ガイドライン「8-2 道路施設」に規定する道路の構造、施設等の「別に定める基準」で、開発事業区域が 500 m²以上の特定開発事業において整備される公共施設(道路)のうち、宝塚市へ帰属又は寄付される場合の基本的な基準であり、本基準に明記されていない事項等については、個別協議の対象とする。

(調査)

第 2 条 開発事業者は、開発事業区域及びその周辺の道路、排水施設及びその他の公共施設、公益施設並びに周辺地域の土地利用・建築物の建築状況等について、その位置及び利用状況等の現況を十分調査するものとする。

(調査資料の提出)

第 3 条 開発事業者は、前条の調査について道路管理者が必要と認めるものは、その資料を提出するものとする。

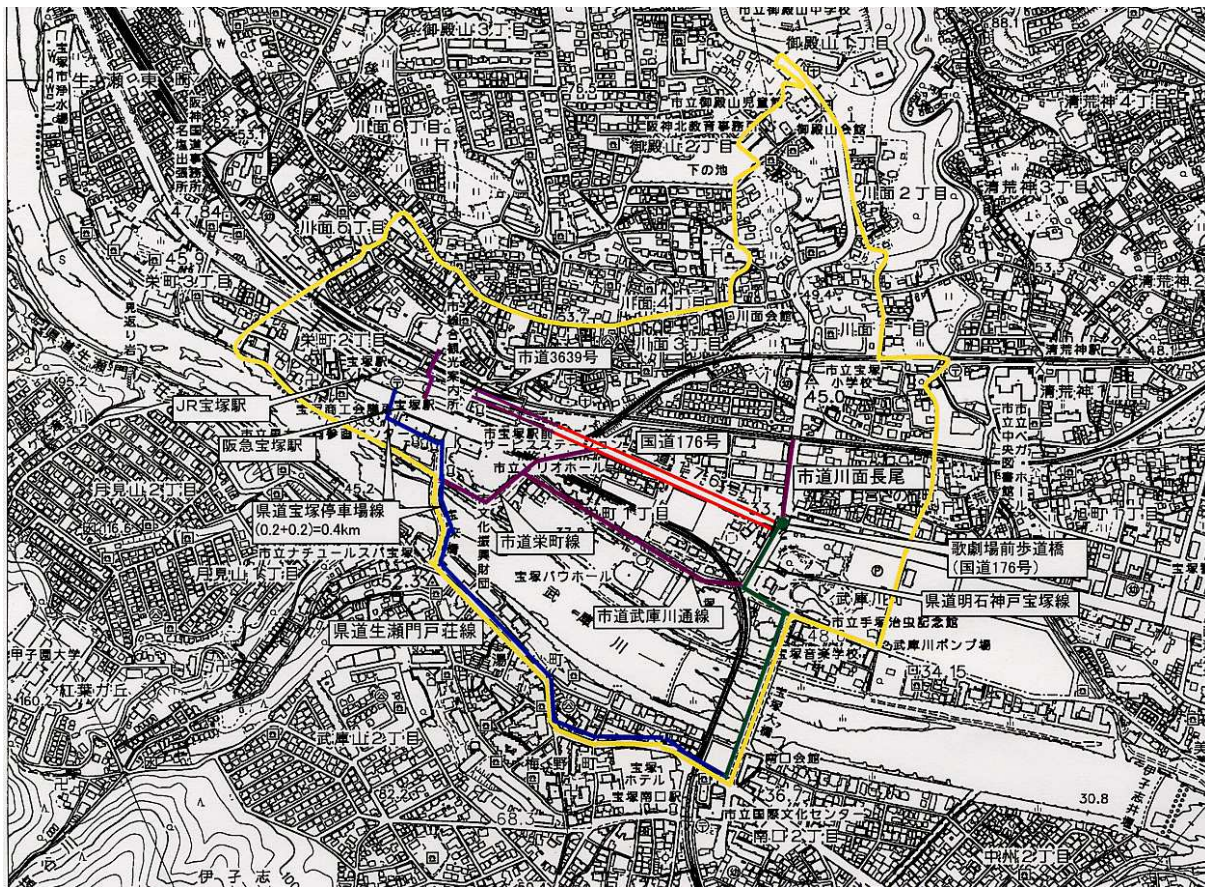
(基本計画)

第 4 条 道路は、次の各号に掲げる基本計画を満たすものとする。

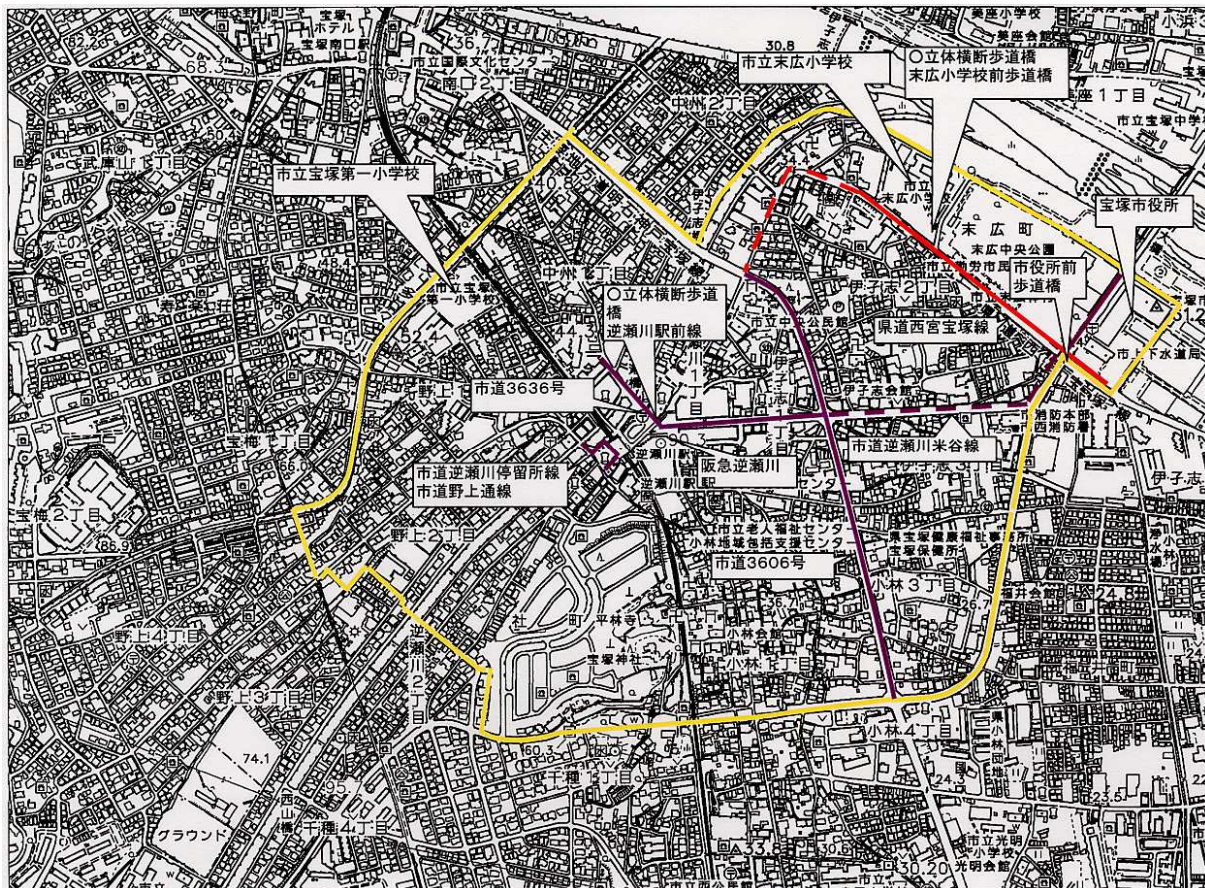
- (1) 開発事業区域に接する道路及び開発事業区域内道路は、市の道路計画に配慮すること。
- (2) 都市計画法、道路法及び「宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例」並びに「宝塚市高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を遵守すること。
- (3) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年 法律第 68 号 交通バリアフリー法）に基づく重点整備地区に指定された地区内については、「宝塚市高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を遵守すること。
- (4) 当該開発事業が、開発許可を受けるものについては、開発ガイドライン及びこの基準によるもののほか、開発許可の基準によること。

《 バリアフリー法による重点整備地区図 》

① 宝塚駅周辺



② 逆瀬川駅周辺



(配置計画)

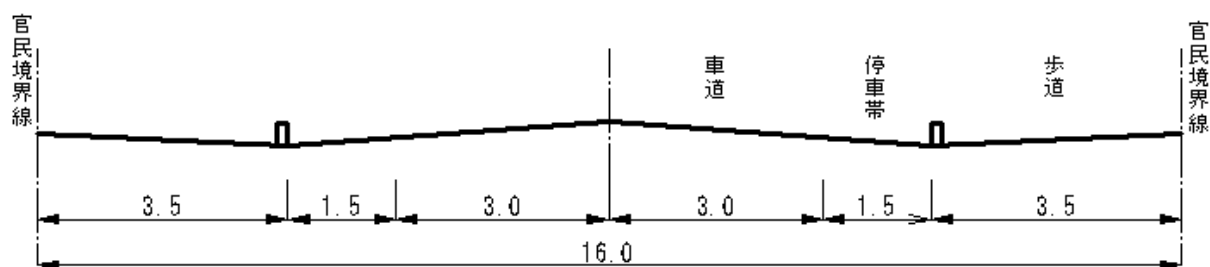
第5条 街区計画は、原則として住宅地にあつては街区の形状を矩形とし、その長辺は80m以上120m以下、短辺は25m以上50m以下を標準とし、住宅地以外にあつては予定建築物の用途等を勘案して定めるものとする。

2 学校周辺、公園、住区センター、通勤、通学経路等の土地利用計画を勘案した動線に基づき、歩行専用道路、自転車道及び自転車歩行者道を有効に配置するものとする。

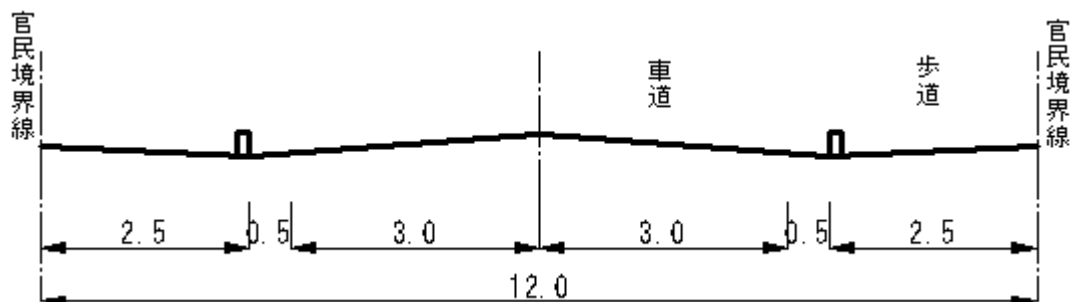
(標準横断面構成)

第6条 道路の横断面構成は、原則として次のとおりとする。

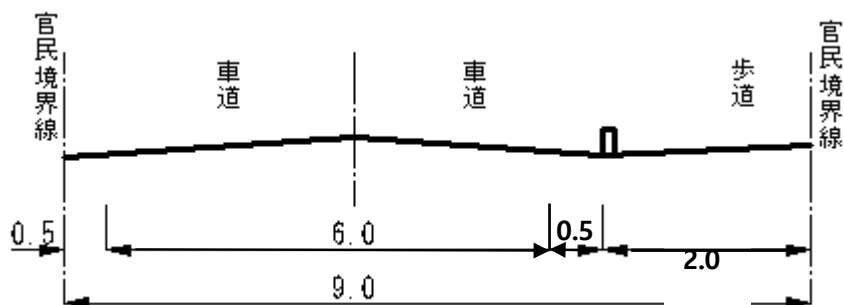
幹線道路 道路幅員 16m



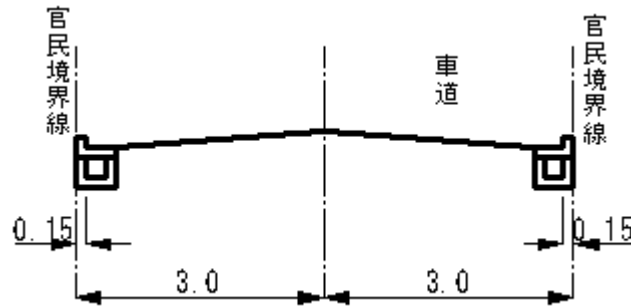
幹線道路 道路幅員 12m



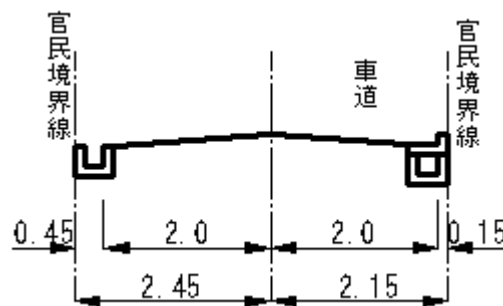
補助幹線道路 道路幅員 9m



区画道路 道路幅員 6 m



区画道路 道路幅員 4 m (4.3 m~4.9 m)



(道路勾配)

第7条 道路の縦断勾配については、幹線道路及び補助幹線道路は7%以下とし、一般区画道路は9%以下とするものとする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められるときは、おおむね30mの区間に限り12%以下とすることができる。

なお、既存道路の勾配については、別途協議するものとする。

2 道路の横断勾配は、次のとおりとするものとする。

- (1) 車道 1.5%から2.0%
- (2) 歩道 1.0%

(階段)

第8条 階段状の道路は、原則として設けないこと。やむを得ず階段状道路を設ける場合は、次に掲げるすべての基準に適合することにより、通行の安全上支障のないものについては、この限りでない。

- (1) 階段の有効幅員が1.8m以上であること。
- (2) 階段のけあげ寸法が15cm以下、踏面の寸法が30cm以上であること。
- (3) 垂直高3mを超える場合においては、3m以内ごとに踏面2m以上の踊場を設けていること。
- (4) 路面は、コンクリート等の耐久性のある材料を使用し、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (5) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (6) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。
- (7) 段鼻の突出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし両側が壁面である場合においては、この限りではない。
- (9) 雨水等を有効に排出するために必要な施設を、道路用地内に設置すること。
- (10) 階段の起終点、踊場には点字ブロック（ノンスリップタイプ）を設置すること。

(橋 梁)

第 9 条 橋梁の設計に用いる設計自動車荷重は、T-25を標準とする。

(コミュニティ道路等)

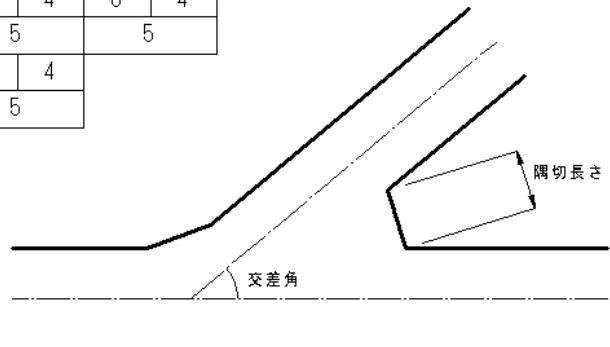
第 10 条 コミュニティ道路及び緑道等特別な基準に基づき設置する道路については、別途協議するものとする。

2 歩行者専用道路への自動車の進入を防ぐための対策を講じること。

(隅切り)

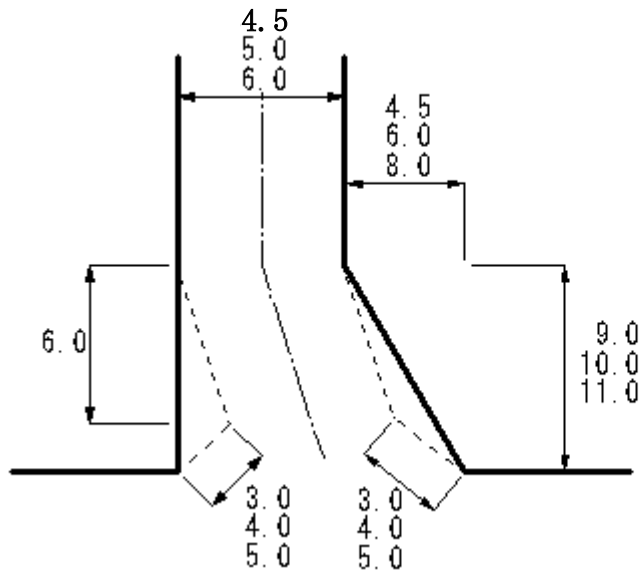
第 11 条 道路の交差は、原則として 60 度以上で直角に近い角度とし、交差部分に設ける隅切りの長さ (m) は次表によるものとする。

		幅								員							
		4 m		5 m		6 m		8 m		9 m		1 2 m		1 6 m		2 0 m以上	
	交差角 (単位°)	60	120	60	120	60	120	60	120	60	120	60	120	60	120	60	120
		90		90		90		90		90		90		90		90	
幅	2 0 m以上	4	2	5	3	6	4	6	4	6	4	8	5	10	6	12	8
		3		4		5		5		5		6		8		10	
員	1 6 m以上	4	2	5	3	6	4	6	4	6	4	8	5	10	6		
		3		4		5		5		5		6		8			
幅	1 2 m以上	4	2	5	3	6	4	6	4	6	4	8	5				
		3		4		5		5		5		6					
員	9 m以上	4	2	5	3	6	4	6	4	6	4						
		3		4		5		5		5							
幅	8 m以上	4	2	5	3	6	4	6	4								
		3		4		5		5									
員	6 m以上	4	2	5	3	6	4										
		3		4		5											
幅	5 m以上	4	2	5	3												
		3		4													
員	4 m以上	4	2														
		3															



(注) 隅切り長さは歩道部を含めてもよい。ただし、開発区域内で隅切り長さを 2m 以上設けること。

2 開発事業区域の形状等からやむを得ず片隅切りとする場合は、下記の寸法 (m) を標準とする。



※ 上段：道路幅員4.5mの場合
 中段： " 5m "
 下段： " 6m "

(道路排水施設)

第 12 条 道路（歩行者専用道を含む）の雨水等を有効に排出するため、側溝、街渠、その他必要な施設を道路用地内に設置するものとする。

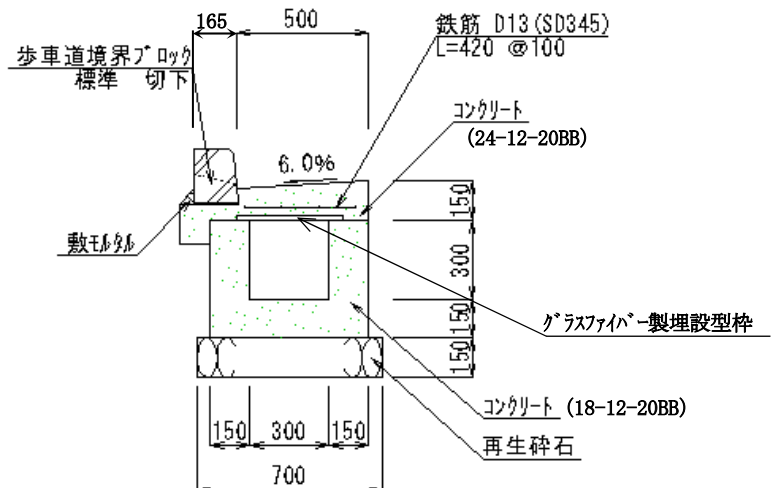
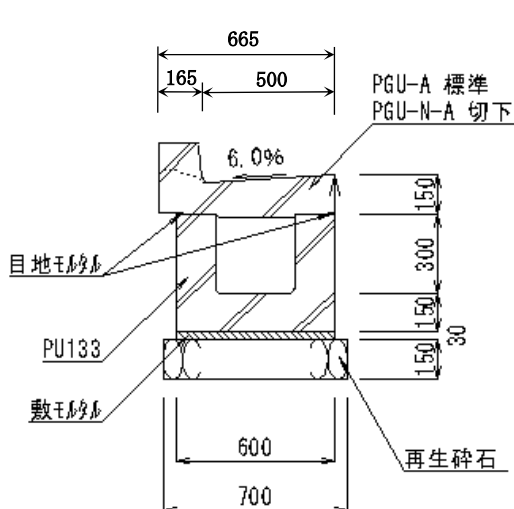
2 道路の排水施設の構造については、次の図を標準とする。

《図集については標準図であり、地元要望、協議及び周辺の状況により別途協議するものとする》

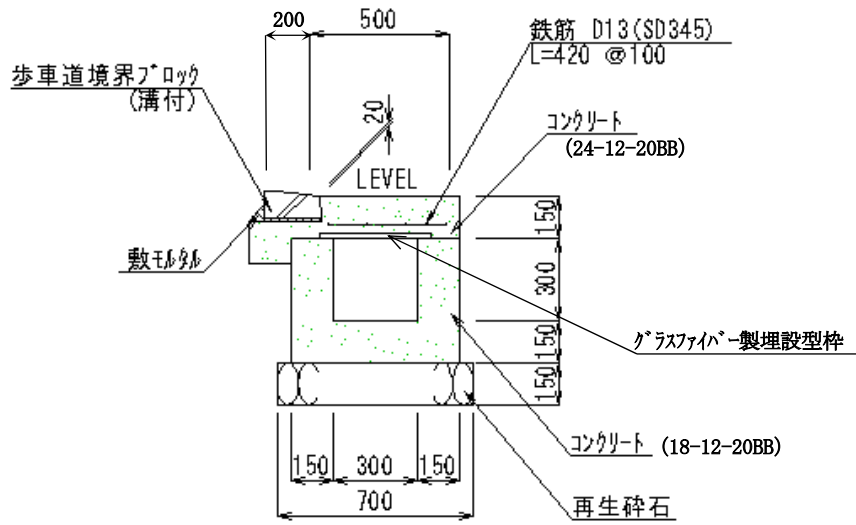
LU型街渠

プレキャスト

現場打コンクリート



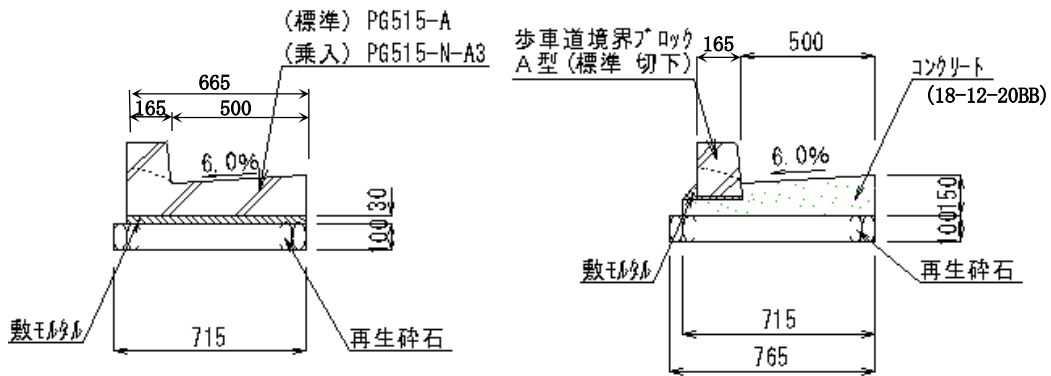
歩道巻込部



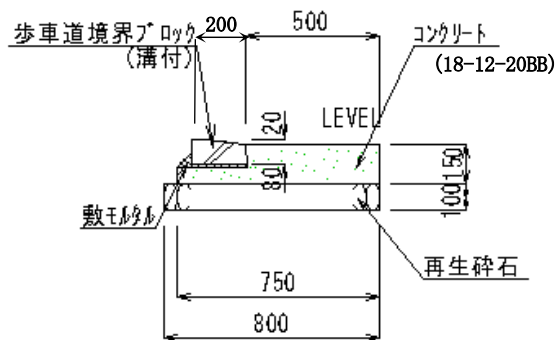
L型街渠

プレキャスト

現場打コンクリート

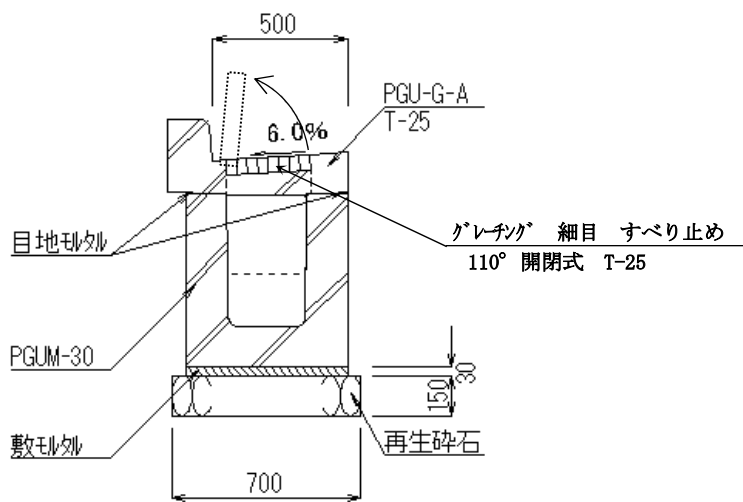


歩道巻込部

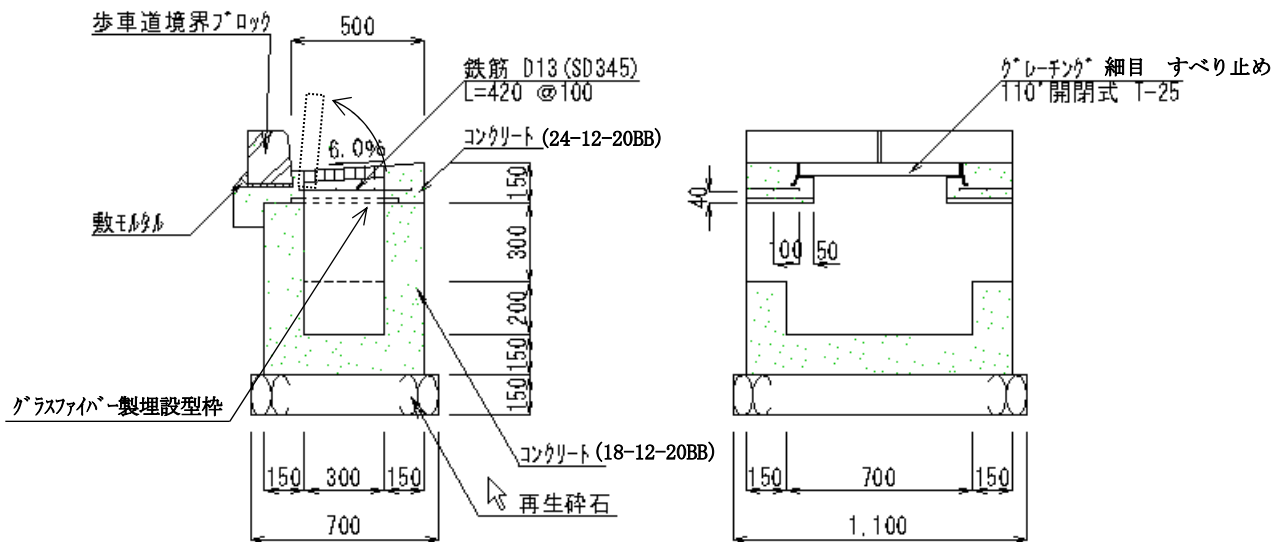


街渠樹

プレキャスト

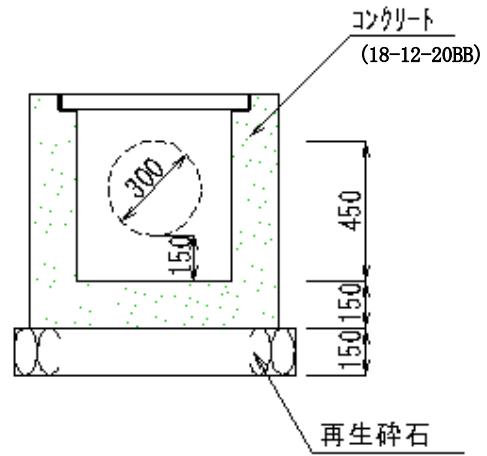
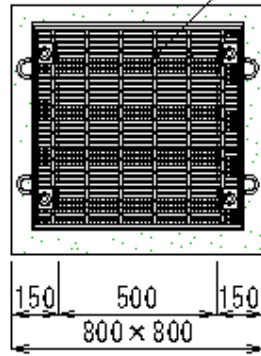


現場打コンクリート



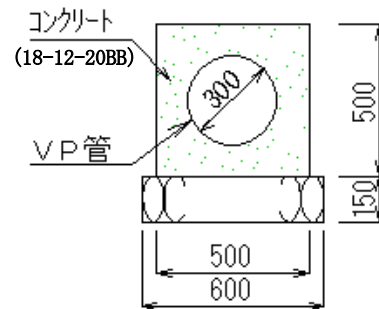
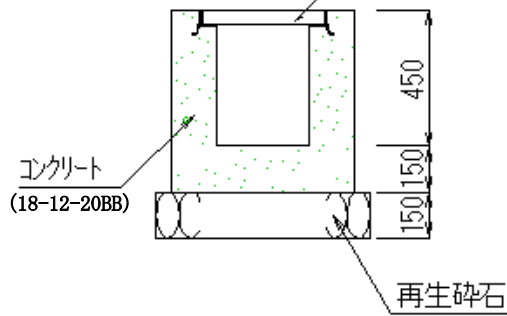
集水桝

細目クレーチングスバリ止 4点ボルト固定
T-25 T-14

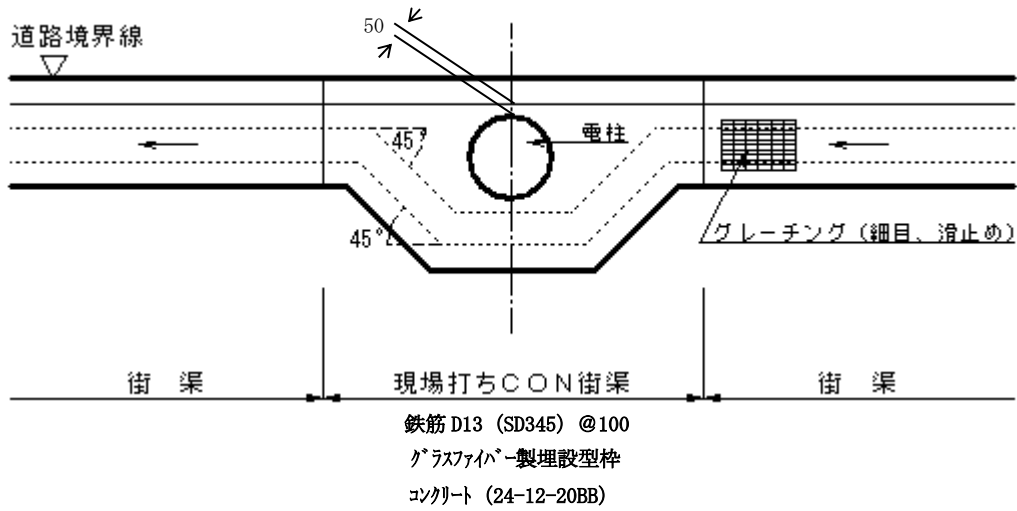


道路横断溝・横断管

細目クレーチングスバリ止 4点ボルト固定
T-25 T-14



【電柱迂回標準図】（平面配置図）



（道路の舗装）

第 13 条 車道の舗装は、アスファルト舗装とし、その構成は次表を標準とする。ただし、アスファルト舗装以外の舗装（美装化するアスファルト舗装も含む）については、市と協議するものとする。

道路の種類	表層と基層と地盤を合わせた厚さ (cm)					
	路床土の設計 CBRが2以上3未満 の場合	路床土の設計 CBRが3以上8未満 の場合	路床土の設計 CBRが8以上 の場合	滑り止舗装（縦断勾配6%以上の場合）		
				路床土の設計 CBRが2以上3未満 の場合	路床土の設計 CBRが3以上8未満 の場合	路床土の設計 CBRが8以上 の場合
幹線道路	83 5 1A 5 B 15 C 28 D 30 E	設計CBRに基づき 別途協議すること	48 5 1A 5 B 10 C 13 D 15 E	83 5 2A 5 B 15 C 28 D 30 E	設計CBRに基づき 別途協議すること	48 5 2A 5 B 10 C 13 D 15 E
補助幹線道路	70 5 1A 10 C 25 D 30 E	設計CBRに基づき 別途協議すること	33 5 1A 13 C 15 E	70 5 2A 10 C 25 D 30 E	設計CBRに基づき 別途協議すること	33 5 2A 13 C 15 E
区画道路	45 5 1A 20 D 20 E	設計CBRに基づき 別途協議すること	25 5 1A 10 D 10 E	42 3 2A 4 B 15 D 20 E	設計CBRに基づき 別途協議すること	27 3 2A 4 B 10 D 10 E

2 前項の表におけるAは表層、Bは基層、C及びDは上層路盤、Eは下層路盤を表すものとし、各層の材質については次表によるものとする。

	1 A	2 A	B	C	D	E
材 質	密粒度及び 開粒度 アスコン	滑り止 アスコン	粗粒度 アスコン	瀝青安定処理 (加熱合材:安定度 350kg 以上)	粒調碎石 (修正 CBR80% 以上)	切込碎石 (修正 CBR30% 以上)

- (注) 1 舗装断面は土質調査を行い、その設計C B Rに基づいて決定すること。
 2 舗装の設計品質管理、施工等については、日本道路協会発行のアスファルト舗装要綱を準拠すること。
 3 路床土の設計C B Rが2%未満の軟弱な路床土については、アスファルト舗装要綱の軟弱な路床土の舗装の項を適用すること。
 4 滑り止め舗装は、ゴム入りアスファルトとすること。
 5 再生材は、密粒度アスコン、粗粒度アスコン、細粒度アスコン、粒調碎石及び切込碎石の各材で使用できる。

3 歩道の舗装は透水性舗装とし、その構成は次表を標準とする。ただし、平板ブロック舗装、レンガブロック舗装のほかその他の舗装については、市と協議するものとする。

なお、下記表に透水性舗装以外の構成を示すが、施行については市と協議するものとする。

歩道等の舗装（透水性舗装）

舗装の種類別	一 般 部	4 t 以下乗入部	4 t 以上乗入部
アスファルト 舗 装	開粒度 A s (ストリート) 3 再生切込碎石 10 フィルター層(砂) 5	開粒度 A s (ストリート) 5 再生切込碎石 15 フィルター層(砂) 5	開粒度 A s (高粘度) 5 開粒度 A s (高粘度) 5 再生切込碎石 15 フィルター層(砂) 5
インターロッキング [※] 舗 装	ブロック 8 敷砂 3 再生切込碎石 10 フィルター層(砂) 5 透水性シート	ブロック 8 敷砂 3 再生切込碎石 15 フィルター層(砂) 5 透水性シート	

歩道等の舗装（透水性舗装以外）

舗装の種類別	一 般 部	4 t 以下乗入部	4 t 以上乗入部
アスファルト 舗 装	細粒 A s 3 再生切込碎石 10	密粒 A s 5 再生切込碎石 15	密粒 A s 3 粗粒 A s 7 再生切込碎石 15
インターロッキング [※] 舗 装	ブロック 6 砂 3 再生切込碎石 10	ブロック 8 砂 3 再生切込碎石 15	ブロック 8 砂 3 C o n 10 再生切込碎石 15

(点字ブロック)

第 14 条 横断歩道部、巻込部、歩道橋、地下道、昇降部、階段の前後、踊場及びバス停部については、「宝塚市高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき点字ブロックを設置すること。

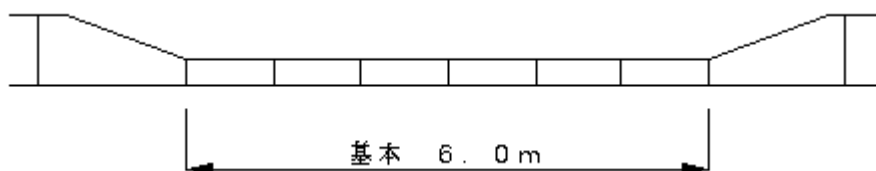
(植樹柵等)

第 15 条 歩道には、原則として植樹柵又は植樹帯を設けるものとする。ただし、歩道の有効幅員を 2 m 以上確保するものとする。

(出入口)

第 16 条 車両の出入口の数及び幅については、必要最小限とするものとする。

- 1 開発事業区域より車両の出入り口幅員については、相互交通 $W=6.0$ m を基本とする。
- 2 道路に面して串刺し駐車をしていないこと。
- 3 道路に面して駐車を行う場合は 2 台までとし、やむを得ず 3 台以上設ける場合は、全ての駐車マスは、道路より 1.5 m 以上後退させること。



(車両停車帯)

第 17 条 バス路線において必要と認めるときは、「宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例」に基づき、車両停車帯を設けるものとする。

(立体横断施設)

第 18 条 開発事業区域内外の道路で、学童又は歩行者の安全を確保する必要があるものについては、横断歩道橋又は地下道を有効幅員 2.0 m で設置するものとする。

(防護柵)

第 19 条 人又は車両の路外逸脱防止を図る必要があると認められる区間については、防護柵を設置するものとする。この場合において、防護柵の構造等については、日本道路協会発行の防護柵設置要綱によるものとする。

(道路反射鏡)

第 20 条 交差部、曲線部等で必要があると認められる箇所には、道路反射鏡を設置するものとする。その構造等については、日本道路協会発行の道路反射鏡設置指針によるものとする。

(道路標識等)

第 21 条 交通事故を防止し、併せて交通の円滑化を図るため、道路法、道路交通法、標識令に基づき、道路管理者及び公安委員会と協議を行い、道路標識、道路標示及び区画線を整備するものとする。

(落石等防護施設)

第 22 条 落石、崩土等により、交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、法面保護工を行い、擁壁その他落石防止柵又は落石防止網を設置するものとする。

(道路の各部の名称)

第 23 条 開発ガイドライン及びこの基準による道路とは、道路法の規定による道路のうち、建築基準法第 4 2 条に規定する道路とし、各部の名称は次の図を参考とする。



(境界)

第 24 条 開発事業により、新たに設置される公共施設(道路)の用地には、道路管理者と協議を行い、境界杭を設置するものとする。

(完了検査)

第 25 条 開発事業者は、開発事業に伴う工事竣工後、検査を受けるものとする。

(公共施設の移管)

第 26 条 開発事業により新たに設置された公共施設(道路)は、開発事業完了後、施設及び用地を市に移管するものとし、引渡後 1 年間に起こった事業主の施工に起因する道路施設の損傷を、事業主が復旧する旨を記した書類(道路補償)を提出すること。前条に規定する完了検査日までに、市の指示する完了図面、道路台帳図及び所有権移転に必要な図書を提出するものとする。

(その他)

第 27 条 第 1 条から前条までに規定するもののほか、開発事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 道路管理者以外の者が、道路に関する維持改築等の工事を行うときは、道路法第 2 4 条工事申請書を道路管理者に提出すること。
- (2) 市が埋設している境界杭を破損したときは、復元すること。
- (3) 当該開発事業に係る路上広告は、一切しないこと。
- (4) 工事用進入道路を損傷したときは、道路管理者の指示通り復旧すること。
- (5) 工事期間中の進入道路の清掃・散水等は、季節を考慮して定期的に行うこと。

付 則

(施行日)

- 1 この手引書は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この手引書施行の際、現に宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例第 9 条第 1 項の規定による開発構想届が届け出られた開発事業については、なお従前の例による。

付 則

(施行日)

- 1 この手引書は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この手引書施行の際、現に宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例第 9 条第 1 項の規定による開発構想届が届け出られた開発事業については、なお従前の例による。